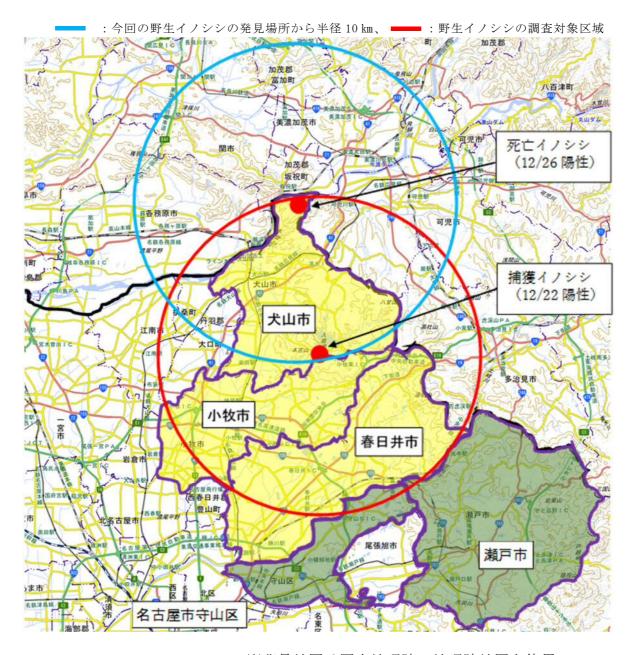
## 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 kmの地図及び調査対象区域



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 〈 ■ 現在の指定猟法禁止区域状況〉

○ 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域

○ 区 域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域

○ 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法

○ 期 間: 平成30年11月15日(木)~平成31年3月15日(金)

## 〈 追加指定する予定の指定猟法禁止区域〉

○ 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域

○ 区 域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域

○ 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法

○ 期 間: 平成31年1月6日(日)~平成31年3月15日(金)

※ 1 例目の捕獲場所から 10 km以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外。